

## 令和3年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 令和3年5月12日 午後 2時40分開議

議 長

定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。

本日、第2回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和3年第2回川本町議会臨時会を開会いたします。

々

それではただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、1番香取議員、2番中平議員を指名いたします。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定いたしました。

々

お諮りいたします。

本会議における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。

これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 よって、そのように「決定」いたしました。

々 日程第3、「町長あいさつ」を行います。  
番外野坂町長。

番外 本日、令和3年第2回川本町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員野坂町長 の皆様には、万障お繰り合わせのうえご出席を賜り、誠にありがとうございます。変異株の猛威も加わっての新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するため、4月25日に、4都府県を対象として、政府から発出されました3度目となります緊急事態宣言は、本日から更に2県を対象とした上で、その期限が5月末まで延長されたところです。こうした中、昨年より引き続きまして、予防対策の徹底と事業の縮小などへの、議員の皆様・町民の皆様からの多大なご理解とご協力によりまして、町内での発症を回避できておりますことに、心から感謝を申し上げます。このたび、国からの臨時交付金を財源として、感染拡大の防止や雇用の維持、事業の継続等の支援に必要な補正予算案をとりまとめました。また、ワクチンの接種につきましては、個別接種をお願いする加藤病院の医療従事者向けの接種が完了する、5月24日から、高齢者施設等への入所者や従事者向けに、そして6月1日からは、81歳以上の方を優先しながら、7月末を目途に65歳以上の高齢者の方々への接種を進めてまいりたいと考えており、そのために必要な補正予算案をとりまとめました。町としましては、今後も、全国の感染状況等を注視し、国の指導や県の措置のもと、感染拡大の防止、地域経済の回復などに全力で取り組んでまいります。本日、ご提案申し上げます案件は、これらの実施に必要な補正予算案を含めまして、条例案件4件、予算案件6件でございます。議員の皆様には、慎重なご審議をいただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 お諮りいたします。

この際、日程第4「議案第29号、川本町固定資産評価審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第13「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）》」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議 長	よって、そのように「決定」しました。
々	<p>執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略します。</p> <p>それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。</p>
々	<p>日程第4「議案第29号」について、説明を求めます。</p> <p>番外湯浅総務財政課長。</p>
番外湯浅総務財政課長	<p>「議案第29号、川本町固定資産評価審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>この条例は、令和3年度税制改正により、地方税法に基づき固定資産の価額に関する不服の審査の手続を規定している当該条例について、納税者等の負担軽減を図るため、審査申出書等の書面への押印を不要とするものです。</p> <p>次のページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第4条の第4項を削除し、審査の申出者が提出する審査申出書の押印を廃止いたします。第8条の第5項では、口頭審理において、申出者が提出する口述書への署名押印を廃止するものでございます。</p> <p>なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第5「議案第30号」について、説明を求めます。</p> <p>番外高良町民生活課長。</p>
番外高良町民生活課長	<p>「議案第30号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明いたします。</p> <p>説明資料3ページをご覧ください。</p> <p>1. 改正の理由ですが、行政手続のデジタル化を推進するため、令和元年5月31日に公布された「デジタル手続法」の中で、「番号法」等の一部が改正され、マイナンバーを証明するための『通知カード』については、新規及び再交付等の手続が廃止されました。施行は、昨年、令和2年5月25日です。このため、川本町手数料徴収条例の一部改正を行うものでございます。</p> <p>2. 改正の概要ですが、(1)本条例の第2条に手数料の種類、金額等を謳っておりますが、通知カードの再交付事務の廃止に伴い、再交付手数料に係る規定、1枚につき500円を削除いたします。</p>

番外高良町  
民生活課長

次の（２）では、参考として、法令等の改正や取り扱いを記載しております。①通知カードの廃止が今回の条例改正にかかる事柄であり、新規交付、再交付、氏名・住所等の記載事項に関する変更手続きは行わない事とされました。その他、②廃止後の取り扱いでは、既に交付されている通知カードは、記載されている氏名や住所等が住民票の記載事項と一致している場合、引き続きマイナンバーを証明する書類として使用できる等とされたこと。③マイナンバーを証明する方法として、通知カードについては、住民票と住所や氏名等の情報が一致している場合に限り、引き続き利用できます。

裏面４ページには、こうした取り扱いを簡単にまとめ表にしております。通知カードは、中央に示しております紙製のカードですが、この表の朱書きの部分、再交付５００円を今回条例から削除いたします。施行期日は公布の日からです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第６「議案第３１号」について、説明を求めます。  
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総  
務財政課長

それでは、「議案第３１号、令和３年度川本町一般会計補正予算（第１号）」についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１２６，６３２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，３０９，８８３千円とするものです。今回の補正予算の主なものは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に基づく事業で、そのほか、ワクチン接種体制確保事業及び施設の緊急的な改修を行うものです。

まず、資料の１６ページをご覧ください。

こちらが、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した川本町の事業です。総事業費で、９９，３３７千円、交付金の対象経費で９４，９９８千円としております。

まず、Ⅰの感染拡大の防止に関連する事業ですが、事業費として３７，６１７千円を見込んでおり、新規事業としては県外出身高校生や成人式対象者が川本町へ帰る際のＰＣＲ検査費助成事業などを計画しております。

次に、雇用の維持と事業の継続に関する事業ですが、事業費４，５０５千円を見込んでおり、新規事業としては図書館の本貸し出し予約のアプリを開発する図書館パワーアップ事業などを計画しております。

次に、Ⅲの経済活動の回復に関連する事業ですが、事業費５５，５１５千円を見込んでおり、拡充事業では全町民へ商品券を配布し消費喚起する、町

番外湯浅総務財政課長

内消費拡大商品券事業などを計画しております。

次に、Ⅳの強靱な経済構造の構築に関連する事業ですが、事業費1,700千円を見込んでおり、文化芸能団体のパフォーマンスをまげなねっと配信する、無観客配信支援事業などを計画しております。

続きまして、交付金事業以外の補正について説明させていただきます。

資料の14ページをご覧ください。

歳出でございますが、3款、民生費では、子ども医療費拡充事業費を新型コロナウイルス対応交付金の対象とするため組み替え1,755千円を行っております。

4款、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備及び接種に係る経費24,195千円を計上しております。10款、教育費では、音戯館の老朽化した空調機の改修25,000千円を計上しております。

つづきまして、歳入をご覧ください。

14款、国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金74,998千円。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金24,195千円。文化施設感染症対策事業費補助金は、悠邑ふるさと会館大ホールなどへの抗菌処理などを行う事業に対して3,489千円となっております。15款、県支出金では、しまね子ども・子育て支援交付金100千円。18款、繰入金では、当初予算計上済みの事業の財源に今回の交付金を充当することによる財政調整基金繰入の減1,900千円。町債につきましては、音戯館空調整備事業に充てる過疎債25,000千円となっております。

次に、15ページをご覧ください。

上段には、先ほど説明しました地方債の補正を計上しております。補正後の令和3年度起債の限度額は607,538千円となっております。

下段には、先ほど説明した基金の補正を反映した、基金の状況を挙げておりますが、年度末の基金残高は、総額で2,065,190千円と見込んでおります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第7「議案第32号」から、日程第8「議案第33号」について、説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町民生活課長

「議案第32号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

番外高良町  
民生活課長

専決処分事項は、川本町税条例等の一部を改正する条例の制定について。  
専決処分年月日は、令和3年3月31日です。

概要は、32ページの説明資料をご覧くださいと思います。

1 専決処分の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、政令等が、令和3年3月31日に公布、同年4月1日から施行となることに伴い、川本町税条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行される必要があったことから、専決処分をしたものであります。

2 改正の概要でございますが、主なものとしたしまして、(1) 軽自動車税では、①環境性能割の税率区分の見直しとして、環境負荷の低減に資する軽自動車に対する、環境性能割の非課税措置について新たな燃費基準のもとにした税率の適用区分とするよう見直しがされました。また②環境性能割の臨時的軽減の延長として、令和元年10月1日から令和3年3月31日までに取得した自家用軽自動車の環境性能割については、非課税措置や税率が1%分軽減されるといった臨時的措置が執られておりましたが、適用期限を9月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とすることとされました。(2) 個人町民税では、住宅ローン控除について、本来10年間の控除期間を3年間延長し、13年間とする特例措置が設けられておりますが、この特例措置が延長されるものです。

詳細につきましては、33ページ以降、補足資料を付けておりますが、内容は3月の全員協議会において、ご説明した時点と同じ見直し内容となっております。

以上でございます。

々

つづきまして、「議案第33号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

専決処分事項は、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について。専決処分年月日は、令和3年3月31日です。

概要は、3ページの説明資料をご覧くださいと思います。

1 専決処分の理由でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行となることに伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正し、令和3年4月1日から施行させる必要があったことから、専決処分をしたものであります。

この条例は、過疎地域の産業振興を目的に、固定資産税を3年間免除する

番外高良町  
民生活課長

ものでありますが、改正の内容については、次の4ページをご覧ください。  
今回の改正は、新たに情報サービス業等の立地を促すこと、また地域企業の持続性を高めていくため、現行制度の見直しなどが行われております。

概要は、2. 改正内容の表をご覧くださいと思います。

はじめに①対象業種ですが、情報サービス業などが追加されております。  
②取得価額の要件。③対象となる設備投資では、これまで減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超えた新設・増設にかかる投資に限り、その新たに課税される事となった設備や土地・建物等が、3年間課税免除とされておりましたが、今回の改正では取得価額が資本金の規模に応じて、500万円以上に引き下げられ、取得・製作・建設と拡充されております。④適用期間が3年間延長され、令和6年3月31日までとされました。

なお、課税免除の措置を行うことによる減収分については、75%が普通交付税として補填されます。また、その他として事業の適用にあたっては、市町村過疎計画、本町では川本町過疎地域自立促進計画になりますが、その計画書に施策事項などを記載し、位置づけておくことが必要となります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第9「議案第34号」について、説明を求めます。  
番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総  
務財政課長

「議案第34号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

専決処分事項は、令和2年度川本町一般会計補正予算第11号で、専決処分の年月日は、令和3年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出の総額から、歳入歳出それぞれ191,757千円を減額し、歳入歳出の予算総額を4,789,824千円とするもので、各事業費の確定や交付金や補助金の確定などに伴う、予算の補正でございます。

説明につきましては、資料の38ページをご覧ください。

補正予算のうち、主なものを説明させていただきます。

まず歳出になります。

2款、総務費では、ふるさと創生事業積立金として、30,000千円を積み立てることとしています。ふるさと思いやり基金積立金は、11,74

番外湯浅総  
務財政課長

4千円の積み立てを行います。その他、住まいづくり応援事業費12,804千円の減額など、実績に応じた事業費の減額を計上しております。

3款、民生費では、介護保険事業負担金6,239千円の減額から、9款、消防費の江津邑智消防組合負担金2,189千円の減のところまで実績に応じた減額を計上しております。10款、教育費では、中学校の空調整備事業をコロナ交付金事業の組み替えにより行うこととして、14,670千円を計上しております。そのほか、島根中央高等学校教育振興助成金2,550千円の減額などを計上しております。11款、災害復旧費及び12款、公債費も、実績に応じた減額でございます。

次に、37ページに戻っていただきまして、歳入をご覧ください。

1款、町税につきましては、実績により6,389千円の増額を計上しております。2款、地方譲与税102千円の減額から、10款、地方交付税37,908千円の増額までは、それぞれ交付決定に伴う補正でございます。

12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料は、それぞれ利用実績などにより補正を計上しております。14款、国庫支出金及び15款、県支出金は事業実績に伴う補助金の確定による補正を計上しております。

16款、財産収入につきましては、土地売払収入1,934千円がございましたので、増額を計上しております。17款、寄附金には、ふるさと納税の起業家支援寄附金がなかったことによる2,500千円の減額と、通常ふるさと納税寄附金5,850千円の増額を計上しております。18款、繰入金には、財政調整基金繰入金145,100千円の取崩の取り止めと、その他事業費確定による基金繰入を計上しております。20款、諸収入には令和2年7月災害の災害共済金2,143千円の増額と、介護保険事業委託料5,518千円の減額などを計上しております。21款、町債につきましては、事業費の確定による52,900千円の減額を計上しております。

次に、39ページをご覧ください。

第2表には、次年度に繰越して行う、繰越明許費の補正をあげております。土木費では、道路災害対策事業661千円、10款、教育費では学校保健特別対策事業1,633千円、小中学校体育館空調整備事業13,300千円を計上しております。その下の第3表には「地方債の補正」について、各事業費の確定や起債の許可額の確定などに伴う補正額を、それぞれ事業ごとに計上し、内訳として起債の種類と事業名ごとの額をあげております。

次に40ページの基金の状況をご覧ください。

今回の補正予算に係る基金の積立と取崩を、それぞれの基金ごとに計上しております。その結果、年度末の基金残高の総額は、前年度末と比較して3,985千円ほど減少し、2,242,984千円と見込んでおります。



番外湯浅総務財政課長  
議 長

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願いたします。

次に、日程第10「議案第35号」から、日程第11「議案第36号」について、説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第35号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法の第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)で、専決処分年月日は、令和3年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ7,364千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ499,783千円とするものでございます。

6ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

令和2年度最終補正予算となりますが、決算見込に伴い、まず、歳出におきまして、総務費、総務管理費の邑智郡総合事務組合負担金2,000千円。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療養給付費10,000千円を、それぞれ減額しております。また、基金積立金として4,636千円を計上しております。

歳入におきましては、県補助金5,825千円、一般会計繰入金2,930千円をそれぞれ減額しております。またオンライン資格確認の導入に伴う社会保障・税番号制度システム整備等、国庫補助金1,390千円と諸収入で退職被保険者等返納金1千円を追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

々

つづきまして、「議案第36号、専決処分の承認を求めることについて」、説明させていただきます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)で、専決処分年月日は、令和3年3月31日でございます。

次のページをご覧ください。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から、800千円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ、145,781千円とするものでございます。

4ページに説明資料を付けておりますので、そちらをご覧ください。

番外櫻本健  
康福祉課長 令和2年度最終補正となり、決算見込みに伴い、歳出におきまして総務費・徴収費の邑智郡総合事務組合負担金800千円を減額しており、同額を歳入の事務費繰入金800千円の減額としております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 次に、日程第12「議案第37号」から、日程第13「議案第38号」について、説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地  
域整備課長 「議案第37号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めますのでございます。

専決処分の事項は、令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）、専決処分年月日は、令和3年3月31日でございます。

次のページをお開きください。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ10,506千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230,965千円とするものでございます。

予算説明資料の12ページをお開きください。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。

主のものとしましては、水道費、建設改良費、委託料・工事請負費の9,700千円の減額は、多田久座仁間の配水管布設替工事費確定に伴う減額、災害復旧事業に係る委託料及び工事費確定に伴う減額でございます。

11ページにお戻りください。

歳入につきましても、同様に事業費の確定による減額でございます。

使用料及び手数料1,510千円の増は、使用料の増加に伴うものでございます。国庫支出金5,171千円の減は、災害復旧工事費確定に伴う減額でございます。繰入金3,920千円の減は、事業費確定に伴う減額でございます。町債でございますが、施設改良事業費確定に伴い1,600千円の減、災害復旧事業費確定に伴い2,600千円の減など、合計4,500千円の減額でございます。

以上、ご承認のほどよろしく願いをいたします。

々 つづきまして、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて」、ご説明いたします。

番外伊藤地  
域整備課長

この議案は地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）、専決処分年月日は、令和3年3月31日でございます。

次のページをお開きください。

今回の歳入歳出の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ550千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,584千円とするものでございます。

予算説明資料の9ページをお開きください。

まず、歳出におきましては、事業費の確定による減額でございます。

主のものとしましては、下水道事業費、委託料の300千円の減額は、固定資産調査業務費確定に伴う減額、処理施設管理及び点検業務費確定に伴う減額でございます。

8ページにお戻りください。

歳入につきましても、同様に事業費の確定による減額でございます。分担金及び負担金250千円の増は、1件新規加入があった事による増額でございます。繰入金600千円の減、町債100千円の減、使用料及び手数料100千円の減、これらはいずれも事業費確定に伴う減額でございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願いをいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

それでは、「議案第29号、川本町固定資産評価審査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）

々

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）

々

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々

これより採決に入ります。

議 長           この採決は挙手により行います。

々               「議案第29号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々               よって、「議案第29号」は、原案のとおり「決定」いたしました。

々               それでは、「議案第30号、川本町手数料徴収条例の一部を改正する条例  
の制定について」。

々               これより質疑を行います。質疑はありますか。  
5番木村議員。

5番  
木村議員       議案説明資料の③のマイナンバーを証明する方法で、ちょっと教えていた  
だきたいんですが、一番下に、マイナンバーが記載された住民票の写しとあ  
りますけど、今は住民票にはマイナンバーが記載されているんですか。それ  
だけ1点ほどちょっと、不勉強で。

議 長           番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長    ご質問でございますけれども、選んでいただく事ができます。マイナンバ  
ー記載入りと記載無しと。それで必要に応じて記載入りのものを発行する事  
ができます。

議 長           5番木村議員。

5番  
木村議員       それは申し出者が、その申し込み書の中にあるという事ですか。だから必  
要である、必要でないのは、それは本人が申告せんかったらマイナンバーは  
ついてこないという事ですか。

議 長           番外高良町民生活課長。

番外高良町  
民生活課長    手続というかスタート時点の手続の時には必要はございません。窓口で住  
民票を請求していただく時にマイナンバー記載ありか、なしかという事で選  
んでいただきますので。

議 長	他にありますか。 （「ありません」の声あり）
々	質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
々	これより討論を行います。討論はありませんか。 （「ありません」の声あり）
々	討論なしと認めます。討論を終結いたします。
々	これより採決に入ります。 この採決は挙手により行います。
々	「議案第30号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。 挙手、「全員」であります。
々	よって、「議案第30号」は、原案のとおり「決定」いたしました。
々	次に、「議案第31号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第1号）」 について、質疑を行います。質疑はありませんか。 3番圓山議員。
3番 圓山議員	新型コロナウイルス感染症対策の一連の実施計画の表があるんですけども、無観客配信支援事業がございますが、せっかくですので、配信されているものを録画してDVDに録って、川本町出身者応援宅配事業、お米とPRのチラシとか何とか川本町のPRのチラシなんかを入れて送られるっていう事なんですけれども、そのDVDを入れてもっと川本町の懐かしい神楽ですよ、それをDVDを入れて送付されたら送ってあげたらどうかなと思うんですけれども、どうでしょうか。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	無観客配信事業につきましては、教育課の所管の事業という事になっておりまして、団体の支援のために実施をするものでございます。ただいま貴重なご意見を頂戴いたしましたので、出演団体の皆さまの承諾をいただければ実施は可能な事ではないかと思っております。DVDのものに消耗品的な費用です

番外坂根教育課長	とか、そういうところは少し検討が必要かと思いますので、また今後検討させていただきますと思います。
議 長	他に。4番本山議員。
4番 本山議員	失礼します。歳出の衛生費のところにあります新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてですけれども、これの内容をちょっとお聞かせ願えますか。
議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	大まかに言いますと、まず人材の確保という事で臨時的な雇用、臨時的職員の確保に係る経費、或いは今、全国では問題になっていますけれども、インターネットを使ってWEBで予約するシステム。そういったシステム開発を想定しての費用。それから実施場所が加藤病院さんになりますので、加藤病院さんとして、例えばワクチンを保存するための冷凍庫を設置するために係る電源工事とか、そのランニングコスト、そういった費用。それ以外に所謂、今、接種が始まりつつありますけれども、接種した後に気になるのがアナフィラキシー、副反応、そういった事への対応するための必要な薬品・薬剤・資材、そういった物もあります。実は今からこの後、全協で説明させていただきますけれども、いろんな事が想定されてくる中で臨機応変に対応していく必要があります。その為に実際にここに計上した金額というのが、所謂国の補助基準額上限で計上させていただいております。臨機応変に必要な物が出た場合には直ぐに対応出来るようなという事で補助基準額いっぱいいっぱいのところまで計上しているというところでございます。
議 長	4番本山議員。
4番 本山議員	ちょっと今お聞きしたのはですね、個別接種という事でございますので、ある程度、遠くから来られるお年寄り高齢者の方、そして障がい者の方、いろいろおられるかと思うんですけれども、その移動手段ですよ、その移動手段についてある程度の補助があっても良いんじゃないかなというような気がしているんですよ。タクシー補助でまげなタクシー、そしてバスの補助、クーポン券みたいな物を発行して、それで移動補助をするというような事を思ったんですけれども、そういう対策というのはどうなんでしょうか、できてるんですか。

議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	<p>今は早速、6月から冒頭で町長も申し上げましたが、6月1日からいよいよ高齢者の接種が本格的に始まります。基本はですね、加藤病院へお出でいただいて接種していただきます。今回、案内した中にも入れているんですが、個別の状況によっていろいろケースがあろうかと思っておりますので、そこはうちにも地域包括支援センターもありますので、そこと連携しながら個別対応という恰好でさせていただく予定にはしております。今、全国的にタクシー助成とかいろいろやっていますけれども、そういったものについては今の段階ではちょっと考えてはいない状況であります。</p>
議 長	他にありますか。7番植田議員。
7番植田議員	<p>インフルエンザの予防接種費無償化事業ですけれども、これは昨年の実績でおそらく上がっているんじゃないかと思っておりますが、昨年の事業の検証というか効果をされておられますか。</p>
議 長	番外櫻本健康福祉課長。
番外櫻本健康福祉課長	<p>昨年の令和2年度の実績が、だいたい対象者の方に対して先ず定期接種、法律で決められた定期接種というところが、だいたい80%の方が受けていただいております。その前の令和元年度のところっていうのがですね、だいたい65%という事で、ざっと15%ぐらい接種をされた方が増えておられます。それ以外で高齢者接種以外の一般の方の任意接種については65%の方、7割近くの方が接種をされています。やはりコロナウイルスに対する危機感と言いますか、感染予防対策への意識が高いと思われまして。そういった事も踏まえて、今回のコロナ交付金のところで、引き続いて要はコロナとインフルエンザとの同時発症を防ぐという意味でも必要かなと思ひまして、今回、昨年度と同じような恰好で一般の方への任意接種の助成というのもコロナ交付金を活用して予算計上しているところでございます。</p>
議 長	7番植田議員。
7番植田議員	<p>このインフルエンザですけれども、昨年は流行がありませんでした。これは当町が行ったようなインフルエンザの予防接種による効果か、それともコロナに対する予防の賜物か、その検証が必要だと思ひます。これは川本町加</p>

7番  
植田議員 藤病院ではインフルエンザの患者ゼロです。という事は、川本町みたいに接種した町、お隣さんみたいに接種していない町、そこらがどうであったかといったら、ここもやっぱり発生していないんですよ。それは何故かと言ったら、この「マスク」と「うがい」と「手洗い」の励行なんですよ。それだけ皆さんがコロナに対して敏感になって予防されていたという事なんですよ。インフルエンザの予防接種のおかげじゃないんです。ですから、この傾向は今年も続く可能性が高いんじゃないかと思っております。ですから、私はこの予算に対して反対してはおりません。ただ、予算ありきの執行じゃなくて、しっかりと中味を検証して15歳以下はコロナの予防接種が無いですから、そういう方を対象にするのか、高齢者それから一般の者は10月末ぐらいで終わる予定ですよ。そこからインフルエンザというのは発生していくんですよ。これは併用を避けようって併発を避けようっていう事業ですので、いちおう予防接種が終わった段階で、やはり一回立ち止まって考えられて、執行ありきじゃ私はいかんと思っております。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長 ご意見ありがとうございます。他町市町村の状況とも見ながら、この効果っていうのはちょっと検証はしていきたいというふうに思っております。

議 長 他に。7番植田議員。

7番  
植田議員 検証じゃない、使用の検討。この11, 100千円の使用の検討をしてくださって、私は言っているんですよ。効果はもう今、出ているんですよ。だからコロナの予防接種が10月末ぐらいで終わりますよね。16歳以上に対して。そこから上の方はあまり併発しても心配がなくなるんじゃないかっていう気がするんですよ。その辺をしっかりと見極めて、15歳以下は接種していないから、そこはインフルエンザの予防ワクチンが必要かもしれない。そういう事を検討してくださいって言ってるんですよ。この11, 100千円が予算執行ありきじゃないって言ってるんですよ。予算があっても良いけども、「はい、町民の皆さん、全員タダで受けさせてあげますよ」っていうものじゃないって言ってるんですよ。そこを検討してくださいって言ってるんですよ。

議 長 番外櫻本健康福祉課長。



番外櫻本健  
康福祉課長 すみません。今、想定しているのがですね一般の方も含めて接種が終わる  
のが少し年内いっぱいに係るのではないかとは思っております。ただ、先ほ  
どいただきました意見、ご意見については、また中の方で検討させていただ  
きたいと思っております。ありがとうございます。

議 長 他にありますか。5番木村議員。

5番  
木村議員 一点だけ。スポーツ活動持続化給付金事業の関係について、再度説明いた  
だきたいなと思うんですけど、これは感染症対策を実施して活動のための具  
体的な事で、スポーツクラブ等の給付という事になっておりますが、どのよ  
うなクラブ活動なのか、また川本体協等の関係についても様々なクラブ活動  
を展開されております。中には老人のペタンク等やその中の協会にも入って  
おります。その高齢者がですね、今のウイルスの関係について負けないため  
に一生懸命体力増進等の活動について、皆さんご存知のように毎日のように  
グラウンド・ゴルフやペタンクやゲートボール等をしてらっしゃいます。そ  
ういう人たちについても、光を当てていただく方法はないかなという事を併  
せて質問します。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教  
育課長 スポーツ活動持続化給付金事業でございますが、先ほどの全協の資料に基  
づいて少しご説明をさせていただきます。これは昨年度も実施した事業の継  
続事業という事で、昨年度スポーツクラブ、それから体育協会の方に所属し  
ている団体のうち、小学生以下の児童に対して1人あたり5,000円とい  
う事で、その消毒作業に掛かる経費ですとかに充てていただく事を目的とし  
て給付をしております。先ほど大人の方のチームについてのお話もございま  
したけれども、この度の予算の計上においては、そこのところは対象として  
は考えてございません。ただ仰いましたようにそういったところの費用に係  
っている部分というのは確かにあるかと思っておりますので、ちょっと今後また  
検討させていただければと思います。

議 長 その他ありますか。  
(「ありません」の声あり)

々 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

- 議 長           これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)
- 々               討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。  
                  この採決は挙手により行います。
- 々               「議案第31号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
                  挙手、「全員」であります。
- 々               よって、「議案第31号」は、原案のとおり「決定」いたしました。
- 々               次に、「議案第32号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税  
                  条例等の一部を改正する条例の制定について》。
- 々               これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)
- 々               質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々               これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)
- 々               討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々               これより採決に入ります。  
                  この採決は挙手により行います。
- 々               「議案第32号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
                  挙手、「全員」であります。
- 々               よって、「議案第32号」は、原案のとおり「承認」されました。
- 々               次に、「議案第33号、専決処分の承認を求めることについて《過疎地域  
                  における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定に

議 長

ついて》)。

々           これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々           質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々           これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々           討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々           これより採決に入ります。  
この採決は挙手により行います。

々           「議案第33号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々           よって、「議案第33号」は、原案のとおり「承認」されました。

々           次に、「議案第34号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町一般会計補正予算(第11号)》」について。

々           これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々           質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々           これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

々           討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々           これより採決に入ります。  
この採決は挙手により行います。

議 長 「議案第34号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第34号」は、原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第35号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。  
この採決は挙手により行います。

々 「議案第35号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第35号」は、原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第36号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。  
この採決は挙手により行います。

々 「議案第36号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第36号」は、原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第37号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

々 これより採決に入ります。  
この採決は挙手により行います。

々 「議案第37号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第37号」は、原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第38号、専決処分の承認を求めることについて《令和2年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）》」について。

々 これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
（「ありません」の声あり）

- 議 長 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 々 討論なしと認めます。討論を終結いたします。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は挙手により行います。
- 々 「議案第38号」に、賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第38号」は、原案のとおり「承認」されました。
- 々 以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
- 々 これをもって、令和3年第2回川本町議会臨時会を閉会をいたします。  
(午後 3時41分)

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員